

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	68.6%
正社員	85.8%
パート・有期社員	48.8%

<対象期間>

2024年4月1日から2025年3月31日

<賃金>

賃金:基本給、諸手当、超過労働に対する給与を含み、退職金、賞与、通勤手当を除く

<正社員>

出向者については、対象期間中当社から他社への出向者はなし。他社から当社への出向者は除く。

<パート・有期社員>

パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。

<その他>

割合を算出するうえで、育児介護休業等の休業取得者については人数に含む。

<差異について補足説明>

差異につながる要因として、相対的に女性労働者の割合が少ないことが挙げられます。
同割合を高めるべく、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画に掲げた内容を実践してまいります。

2025年5月1日